



島根県報

平成21年7月21日（火）

号外 第 133 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 3

告 示

島根県告示第558号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成21年7月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県 道	松江島根線	松江市和多見町81番地先から同地先まで	前	メートル 15.00～ 21.00	メートル 7.50	松江県土整備事務所 歩道部拡幅
			後	15.00～ 21.00	7.50	
"	本庄福富松江線	松江市西尾町480番1地先から同町41番1地先まで	前	23.00～ 26.00	28.00	仮設道撤去 土地所有者への返還
			後	16.00～ 24.00	28.00	
"	皆井田江津線	邑智郡邑南町日貫3687番4地先から同503番地先まで	前	4.00～ 7.20	197.00	県央県土整備事務所 道路改良工事 拡幅
			後	26.00～ 34.50	197.00	
"	仁摩邑南線	大田市仁摩町仁万町字西ヶ坪534番2地先から同562番3地先まで	前	8.00～ 9.60	87.20	県央県土整備事務所大田事業所 道路改良工事 拡幅 管理区分の変更
			後	13.00～ 21.00	80.00	
"	三隅美都線	浜田市三隅町古和648番3地先から同647番1地先まで	前	13.00～ 16.00	74.00	浜田県土整備事務所 林道取付 拡幅 仮設道設置
			後	13.00～ 21.00	74.00	

島根県告示第559号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成21年7月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	431号	松江市手角町366番1地先から同町291番2地先まで	メートル 246.00	平成21年 7月21日	松江県土整備 事務所	
県道	講武古江線	松江市古志町963番1地先から同町1386番地先まで	118.00	平成21年 7月21日		
〃	松江島根線	松江市和多見町81番地先から同地先まで	7.50	平成21年 7月21日		
〃	甲田作木線	邑智郡邑南町上田243番5地先から同241番1地先まで	62.50	平成21年 7月22日	県央県土整備 事務所	
〃	〃	邑智郡邑南町上田276番6地先から同286番2地先まで	120.00	平成21年 7月22日		
〃	〃	邑智郡邑南町上田3590番2地先から同243番5地先まで	157.00	平成21年 7月27日		
〃	〃	邑智郡邑南町上田903番1地先から同3678番2地先まで	188.00	平成21年 7月27日		